

尾張旭市空き家対策に関するサウンディング型市場調査 実施要領

1 はじめに

近年、人口減少や少子高齢化の進行等により、居住その他の使用がなされていない空き家等が全国的に増加しており、今後も増加が続くと懸念されています。

尾張旭市では、着実に空き家対策を推進していくため、取組の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、尾張旭市空家等対策計画の見直しを令和3年度に行い、各種取組を進めているところです。

今後、深刻化していくと予想される空き家問題に対応し、取組を推進するためには、民間企業、団体、NPO法人等の法人（以下「民間事業者等」という。）と連携した空き家対策を行う必要があります。

そこで、空き家対策の新たな事業を検討するに当たり、民間事業者等から幅広いアイデアを募集することを目的として、空き家対策に関するサウンディング型市場調査を実施します。

2 調査実施の目的

本市の空き家対策を推進するに当たり、以下の目的をもってサウンディング型市場調査を実施します。

(1) 居住環境の維持向上

空き家を含む住宅は個人の所有物であり、その管理の第一義的な責任は所有者等にあるものの、空き家の増加や長期化は、市民の生活環境の悪化を招くおそれがあります。

空き家の所有者等と、多様な知恵やアイデアを持つ民間事業者等をつなぐことで、民間事業者等のノウハウを活用した空き家対策を進め、良好な居住環境の維持向上を図ります。

(2) 地域経済の活性化

空き家の所有者等と民間事業者等をつなぐことで、地域の民間事業者等に新たな事業機会を創出するとともに、地域経済の活性化を図ります。

(3) 課題の早期解決と未然防止

空き家が抱える複合的な課題の解決に取り組むには、行政のみの対策では限界があり、かつ対策のスピード感に欠けると考えられます。民間事業者等の多様なノウハウを活用することで、課題の早期解決や空き家化の未然防止を図ります。

3 調査の概要

2の調査実施の目的に則した、市と民間事業者等の双方にメリットのある空き家対策の取組について、提案を伺います。

4 実施スケジュール

実施項目	日程
案件の公表	令和4年8月8日（月）
参加申込	令和4年8月15日（月）～9月16日（金）
ワークショップの日程調整	令和4年9月下旬頃
ワークショップの実施	令和4年10月上旬頃
実施結果の公表	令和4年11月頃

5 サウンディングの対象

(1) 参加資格要件

参加者は、自ら提案した空き家対策の取組を的確に遂行する意思と能力を有するとともに、本調査の目的を達成する意欲を持つ民間企業、団体、NPO法人等の法人とし、個人は除きます。

(2) 参加者の制限

次のいずれかに該当する民間事業者等は、参加者となることができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 参加申込時点で、国及び地方公共団体から指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正及び再生手続中の者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けている者
- オ 国税（法人税、所得税及び消費税（地方消費税を含む。）をいう。）及び地方税を滞納している者

6 サウンディングの項目

本調査の目的を達成するため、市と民間事業者等の双方にメリットのある空き家対策の取組について、民間事業者等が実施する取組内容、事業方式（市と民間事業者等との役割分担、費用負担）等の提案を行ってください。

また、取組の実施に当たり、本市に期待する事項等があれば、明示してください。

7 サウンディングの手続

(1) 参加申込（エントリーシートの提出）

ア 受付期間

令和4年8月15日（月）から令和4年9月16日（金）午後5時まで

イ 申込方法

参加を希望する場合は、尾張旭市都市計画課Webページからエントリーシート様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、尾張旭市都市計画課の電子メールアドレス宛てに送信してください。

ウ 申込先

尾張旭市都市計画課都市政策係

メールアドレス：tokei@city.owariasahi.lg.jp

(2) サウンディングの日時等の連絡

参加申込をいただいた参加事業者宛てに、実施日時等を電子メールにて連絡します。

(3) サウンディングの実施

ア 実施時期

令和4年10月

イ 所要時間

1時間程度

ウ 場所

尾張旭市役所又はWeb会議形式（Zoom）

エ 実施方法

対面又はWeb会議形式のうち、民間事業者等が希望する形式にて実施します。

オ その他

サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に実施します。また、サウンディングの実施に当たり、説明のために必要がある場合は、別途資料をあらかじめ提出してください。

(4) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果の概要は、後日、尾張旭市都市計画課Webページにて公表します。なお、公表に当たっては、参加事業者の名称、アイデア及びノウハウの保護に配慮した上で公表します。

8 その他

(1) サウンディング後の流れ

サウンディングの結果を受け、参加事業者からの提案、意見等を踏まえて、

本市が公民連携事業として取り組む必要があると判断されたものについては、取組の実施に向けた検討を行います。また、検討に際し、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）等を依頼する場合があります。

(2) 提案内容の取扱い

ア 参加事業者からの提案内容は、本市が事業を検討する際の参考としますが、必ずしも事業化を約束するものではありません。

イ サウンディングに当たり提出された書類の著作権は、提案事業者に帰属しますが、提出書類の返却はしません。

(3) サウンディングへの参加事業者の取扱い

サウンディングへの参加は、公民連携事業の取組を検討する際に優位性が与えられるものではありません。

(4) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

9 問合せ先

尾張旭市 都市整備部 都市計画課 都市政策係

電話：0561-76-8156

E-mail : tokei@city.owariasahi.lg.jp